

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年8月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第23号

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市民参加推進条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「地方自治法」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法」に、「に規定する」を「の規定に基づき定めた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総合企画局市民協働政策推進室）